

村上市環境保全型農業推進方針

平成23年5月13日策定

(1) 地域農業の現状と課題

本市は新潟県の最北端に位置し、農家数4,920戸、耕地面積8,456haで、地形は山間部と平野部、海岸部で構成され、平野部は荒川・三面川などの流域となっている。これらの河川流域では、肥沃な土地を利用し、水稻栽培が盛んに行われ、岩船米の産地として市の農業生産活動の基盤となっている。そのほかの農業生産では、村上地域は野菜や茶、荒川地域は家畜や球根、神林地帯は家畜や野菜、朝日地域は果樹や野菜、山北地域は野菜なども生産されている。

また、本市消費者の食の安全・安心に対する意識の高揚と地場産農産物のイメージアップを図ることと、県内有数の畜産地帯である立地条件を活かした特徴ある農業を展開するため、畜産農家から搬出される家畜排泄物等を堆肥化する市内2つの有機資源センターで良質な堆肥を農地へ還元する耕畜連携による土づくりを推進する取組みを進めている。

しかしその一方で、市内農業者の環境保全型農業に対する意識は高いとは言えないため、現状の農業生産活動の継続では化学合成農薬及び化学肥料への依存による環境の悪化が懸念される。そのため、農業者自らが環境への負荷低減に配慮した農業生産を積極的に行う取組を地域ぐるみで高めることと環境保全型農業の技術の確立が必要不可欠である。

さらに、食料の安全性への国民の関心が高まる中で、消費者ニーズに対応した良質な農産物の安定供給の促進も大きな課題となっている。

今後、それらの課題を克服する取組として、地域の中で生物多様性が存在する空間を保全しながら、農業生産活動や地域の保全等を同時に推進する必要がある。

(2) 今後の推進方向

本市はこれまでも環境保全型農業を進めるため、市内の2JA等の関係機関と連携しながら、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を低減した栽培（以下「減農薬減化学肥料栽培」という。）を推進してきた。しかし、減農薬減化学肥料栽培以外の環境保全型農業の取組は、それほど浸透されておらず、有機農業・冬期湛水などの取組は特定の地域・農業者に偏っている状況である。

今後は、幅広い農業者の協力を得つつ、有機資源センター等で生産された堆肥を農地へ還元する耕畜連携による土づくり等を積極的に進めることにより、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献した環境保全型農業の取組を拡大させるとともに、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を図り、安全安心な消費者ニーズに対応した農産物の供給を目指す。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

① 推進協議会の協力・助言

環境保全型農業と地産地消を推進するため、岩船農業振興協議会と村上市地産地消推進協議会において、助言を得ていくこととする。

- ・生産者、流通業者、消費者代表等
- ・農業団体（JA、土地改良区、有機センター等）
- ・普及指導センター等

② 村上市環境保全型農業推進方針の周知

環境保全型農業推進方針を農業者に周知徹底するため、①の委員の協力を得て、推進方針を市報・ホームページを通じた広報ならびに各種会議等での周知を行う。

③ 消費者との交流会の開催

環境に配慮した農法によって、地域の環境保全に貢献し、安心して食べられる農産物を生産する村上市農業の姿を市内外の消費者に理解してもらい、生産地と消費地との結びつきを強めるため、①の委員の協力を得て、各協議会とともに交流会を開催する。

(2) 推進方策

① 土づくり・施肥

- ・有機資源センター等で生産された堆肥の施用
- ・耕種農家と畜産農家との連携による家畜ふん尿リサイクルの促進
- ・土壌診断・生育診断に基づく適正な施肥管理
- ・適正な代かきの指導

② 防除

- ・温湯種子消毒、生物農薬等の有効利用

③ その他

- ・水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施

3 取組目標

- ・水田への堆肥施用面積の拡大
(H22 426ha → H26 512ha)
- ・エコファーマー認定者数の増加
(H22 203人 → H26 430人)
- ・冬期湛水管理面積の拡大
(H22 0ha → H26 100ha)
- ・国の特別栽培農作物に係る表示ガイドラインに準じた栽培実施農家数
(H22 3人 → H26 10人)

4 作物別生産体系

○ 水稲

- ・土壌診断に基づく堆肥等有機物資材の施用
- ・有機質肥料の施用
- ・側条施肥等の局所施肥
- ・肥効調節型肥料の施用
- ・温湯種子消毒による化学合成農薬の使用回数減
- ・病害虫発生予察による適期防除
- ・抵抗性品種（コシヒカリBL）の栽培
- ・冬期湛水管理

5 その他必要な事項

- ・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定制度を活用し、環境保全型農業への取組を推進する。
- ・冬期湛水管理については、市内全域で推進を図ることとし、稲刈りが終わった11月上旬から雪が降り始める1月上旬までの間で2ヶ月間、地下水等からのポンプアップと畦塗り等により湛水状態の維持管理に努めるものとする。